

加盟団体運営費・事業費補助事業要綱

制 定 平成 11 年 4 月 1 日

最近改正 令和 2 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この事業は、公益財団法人横浜市スポーツ協会（以下、協会という）に加盟する団体（以下、加盟団体という）を支援することにより加盟団体の活動の活性化を図り、もって横浜市内における競技スポーツ及び生涯スポーツの普及・振興を目指すことを目的とする。

(事業期間)

第 2 条 この事業の実施期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業内容)

第 3 条 この事業の内容は、加盟団体の組織運営及び自主的に実施するスポーツの普及・振興事業に係る経費に対して助成金を交付するものとする。

(助成対象者)

第 4 条 助成金交付の対象となる者は、定款第 4 4 条に定める加盟団体とする。

(助成金交付額)

第 5 条 前条に規定する交付金額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第 6 条 前 2 条に規定する助成を受けようとする加盟団体は、次の書類を協会会長に提出するものとする。

(1) 加盟団体助成金交付申請書（第 1 号様式）

(2) 助成を受けようとする年度の事業計画書及び収支予算書

2 加盟団体は、前項に定める申請以前に協会加盟団体分担金を納入するものとする。

3 申請の時期は、会長が定める。

(助成金の支払い)

第 7 条 協会は、前条の書類が提出されたときは、速やかに第 5 条に定める助成金を加盟団体が指定する金融機関の口座に振込むものとする。

(報告書の提出)

第 8 条 助成を受けた加盟団体は、当該事業年度終了後、速やかに次の書類を協会会長に提出するものとする。

(1) 事業完了及び精算報告書（第 2 号様式）

(2) 助成を受けた年度の事業及び収支決算書

(助成金の返還等)

第 9 条 協会は、助成を受けた加盟団体が次の各号のいずれかに該当するときは助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 1 年間の組織運営費及び事業費の合計が助成金額を下回るとき

(2) この要綱の規定に違反したとき

(3) その他、協会会長が必要と認めたとき

(書類の整備)

第 10 条 助成を受けた加盟団体は、団体組織運営及び事業実施に係る経理関係書類を完備し、団体の責任において保管しなければならない。

2 協会会長は、必要と認めたときは前項の書類の提出を求めることができる。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協会会長が定める。

(要綱の改正)

附 則

1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

1 この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

1 この要綱は、平成 24 年 10 月 12 日から施行する。

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

団 体 名		金 額
加盟競技団体		5 0, 0 0 0 円
加盟地域団体		5 0, 0 0 0 円
加盟学校、職場団体		
	小学校体育研究会	1 0 0, 0 0 0 円
	中学校体育連盟	2 0 0, 0 0 0 円
	横浜地区高等学校体育連盟	5 0, 0 0 0 円
加盟体育団体		5 0, 0 0 0 円